

平成29年 2月16日(木)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県政記者クラブ同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、隼電気株式会社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所 総務課

課長：伊藤、補佐：高橋、係長：阿部

TEL：022-722-2870

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
隼電気株式会社	宮城県仙台市若林区大和町5-30-22

2 指名停止措置期間：平成29年2月16日（木）～平成29年3月15日（水）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

隼電気株式会社は、青森県内、宮城県内及び福島県内で請け負った電気工事並びに宮城県内で請け負った管工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と政令で定める軽微な建設工事の範囲（500万円）を超えて下請契約を締結した。

このことが同法第28条第1項第6号に該当するとして、平成28年12月20日に建設業許可部局である東北地方整備局長から指示処分を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第12号に該当する。

従って、本件については、1ヶ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第2第12号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 12. 当該部局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内